

忠岡町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和 5 年 4 月

忠岡町交通安全推進協議会

通学路交通安全プログラム推進分科会

1. プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携し、通学路の交通安全の確保に向けた取り組みを進めることになり、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした、関係機関合同による「緊急合同点検」を実施するよう要請がありました。

これを受けて、平成24年6月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施、平成26年5月には2度目の合同点検を実施し、必要な安全対策について対策を講じてきました。

このたび、引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築するとともに、基本的方針と、通学路安全確保のためのPDCAサイクルの実施方針を定めるため「通学路交通安全プログラム」を策定しました。そのプログラムに基づいて、関係機関が連携・協力し、児童生徒が安全に通学できるように、通学路の安全確保を図っていくことを目的としています。

2. 通学路交通安全プログラム推進分科会の設置

交通事故を未然に防止するため、住民の交通安全に関する道徳の高揚及び思想の普及に努め、交通事故のない忠岡町となることを目的とした「忠岡町交通安全推進協議会」の分科会として、以下の組織をメンバーとする「通学路交通安全プログラム推進分科会」を設置しました。

【道路管理者】

- ・国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所南大阪出張所
- ・大阪府鳳土木事務所
- ・忠岡町産業まちづくり部産業建築課

【警察】

- ・泉大津警察署

【教育行政、学校、幼稚園】

- ・忠岡町教育委員会教育部学校教育課
- ・忠岡町教育委員会教育部教育みらい課
- ・忠岡町立忠岡中学校
- ・忠岡町立忠岡小学校
- ・忠岡町立東忠岡小学校
- ・忠岡町立東忠岡こども園
- ・ピープル忠岡チャイルドスクール

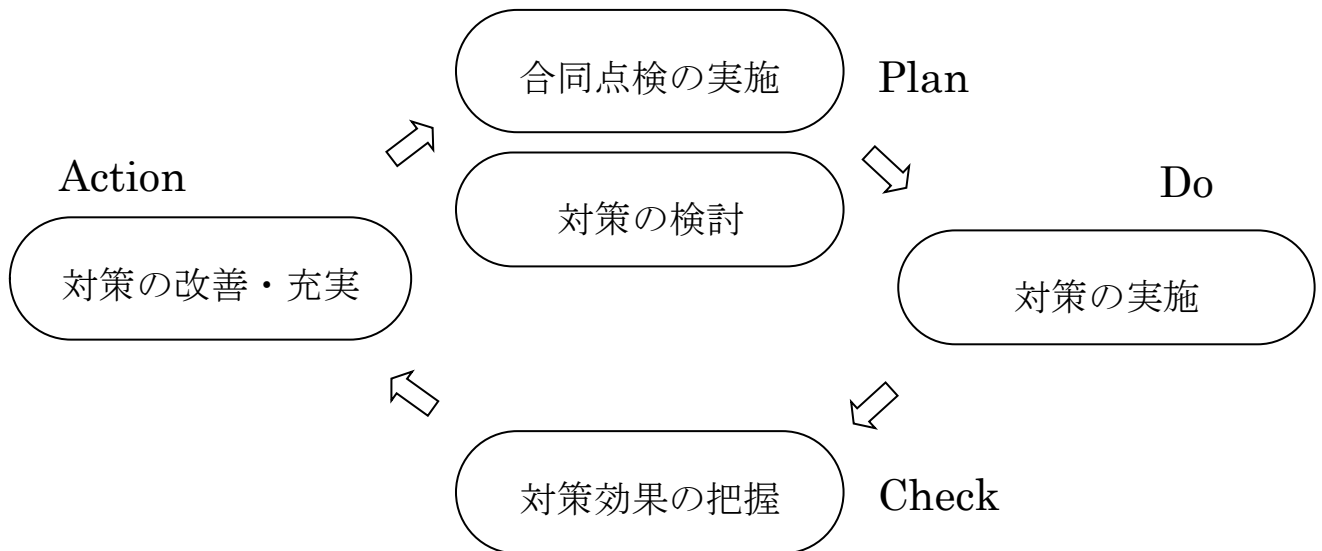
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、プログラム策定後においても、合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

そして、これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・合同点検を実施した箇所に加えて、その後事故や要望のあった箇所を、必要に応じて実施します。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・通学路交通安全プログラム推進分科会の構成員が連携して点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果を受け、対策が必要な箇所について、路面表示や防護柵設置のようなハード対策や交通規制・交通安全教育のようなソフト対策などを、必要な箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

安全対策を実施した箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、通学路交通安全プログラム推進分科会の構成員が連携して、対策効果の把握をおこないます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

5. 各省庁からの通知等

平成 24 年 4 月 27 日	「学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージ」を公表 ○関係大臣と協力連携し通学路の安全確保に尽くす、関係者の連携協働を要請
平成 24 年 5 月 1 日	文部科学省スポーツ・青少年局長より各都道府県知事・各都道府県教育委員会教育長あて 「学校の通学路の安全確保について」(依頼) ○学校、警察、道路管理者、また、知事及び市町村長、教育委員会や関係機関が協働し通学路の安全点検や安全確保を図ることについて特段の配慮を要請
平成 24 年 5 月 28 日	文部科学省、国土交通省、警察庁による、関係省庁副大臣会議を開催し、通学路の交通安全の確保に関する取組を取りまとめ ○国レベルの連携体制の強化 ○地域レベルの関係機関による連携体制の整備 ○緊急合同点検の実施
平成 24 年 5 月 30 日	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長より各都道府県教育委員会学校安全主管課長あて 通学路の交通安全の確保の徹底について(依頼) ○関係機関の連携による通学路の安全点検及び安全対策の実施依頼
平成 25 年 12 月 6 日	文部科学省・国土交通省・警察庁(3省庁連名) 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について 1. 推進体制の構築 2. 基本の方針の策定 (1) 合同点検の実施方針 (2) 通学路安全確保のための P D C A サイクルの実施方針 3. 通学路交通安全プログラムの公表等

令和元年 6 月 18 日	内閣府・文部科学省・厚生労働省（3 省庁 7 部局連名） 未就学児が日常的に集団で移動する経路の交通安全の確保の徹底について
令和元年 6 月 19 日	国土交通省・近畿地方整備局道路部交通対策課長及び地域道路課長 未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について ○関係機関の連携による合同点検の実施及び対象施設の通学路の安全対策が 必要な箇所の抽出と対策案の作成・提出、合同点検の実施結果の報告依頼